

栃木県知事選挙 宇都宮市長選挙

投票日 **11月16日(日)**

午前7時～午後8時



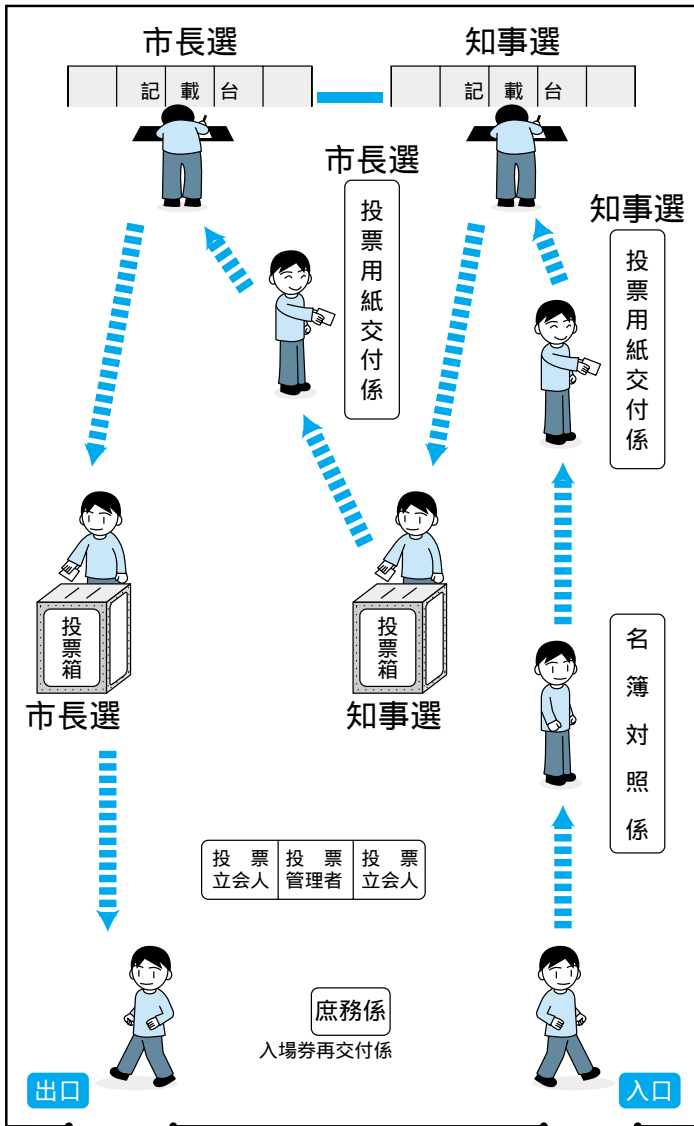
有権者の皆さんが、直接政治に参加する大切な機会です。

候補者の政策を、よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう。

今回の期日前投票では、合併前の宇都宮市の区域にお住まいの有権者と合併前の上河内町・河内町の区域にお住まいの有権者とでは、投票のできる場所が異なりますので、ご注意ください。

忘れちゃいけない選挙の日
あなたの一票で
未来が変わる

投票所案内図



大切な一票をむだにしないで！

投票は栃木県知事選挙を先に

投票の方法は

今回の選挙は、栃木県知事選挙と宇都宮市長選挙の2つの投票を行います。
投票は、初めに栃木県知事選挙、次に宇都宮市長選挙の順に行います。
栃木県知事選挙

投票用紙（橙色）に、候補者の氏名を1人だけはっきりと書いてください。

投票用紙（うぐいす色）に候補者の氏名を1人だけはっきりと書いてください。

投票できる人は

栃木県知事選挙・宇都宮市長選挙の投票ができる人は、

選挙人名簿に登録された次の人です。

栃木県知事選挙

昭和63年11月17日以前に生まれた日本国民（選挙権を停止されている人を除く。）で平成20年7月29日以前から引き続き宇都宮市の住民基本台帳に登録されている人。
なお、宇都宮市から栃木県内の市町に転出した人で宇都宮市の選挙人名簿に登録されている人（転出先の選挙人名簿に登録されている人（転出先の選挙人名簿に登録された人を除く）は、引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書（無料）を提示すれば投票できます。

また、平成20年7月30日～8月8日に転入届を出した人（宇都宮市長選挙の登録基準日に登録された人）も栃木県知事選挙の投票ができます。ただし、期日前投票は11月8日からとなりますので、注意してください。

栃木県知事選挙は宇都宮市から栃木県外の市町村に転出した人は、投票できません。
宇都宮市長選挙
昭和63年11月17日以前に生まれた日本国民で平成20年8月8日以前から引き続き宇都宮市の住民基本台帳に登録されている人。

宇都宮市長選挙は、宇都宮市外へ転出した人は投票できません。

宇都宮市の選挙人名簿にすでに登録されている人で、平成20年10月13日以降に市内間転居の届を出した人は、前住所地の投票所で投票することになりますので、注意してください。

投票にはこんな方法も

病院などでの不在者投票
病院や老人ホームなどに入院または入所している人で、投票日に投票所へ行けない人は、その病院や老人ホームなどの施設内で不在者投票ができます。ただし、不在者投票ができる施設は都道府県選挙管理委員会が指定した施設に限られます。詳しくは各施設に問い合わせください。

郵便等による不在者投票
①郵便等による不在者投票ができる人（自書ができる人）
身体障がい者手帳に両下肢

が1級・2級または、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級・3級、免疫機能障がいの程度が1級、3級の記載のある人（戦傷病者手帳の受給者も、該当となる場合もありますので、お問い合わせください。）、介護保険被保険者証の要介護認定区分に要介護5の記載がある人。
②代理記載による郵便投票ができる人

①の要件に該当し、かつ身体障がい者手帳に上肢または

「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」は、11月16日投票日当日は、市役所1階市民課、地域自治センター、地区市民センター、出張所で発行します（期日前投票期間中の土・日曜日、祝日の発行は、市役所市民課、河内地域自治センターのみ）。

期日前投票の受付期間・場所・時間に十分注意してください

期日前投票

投票日に、仕事や用事などで、投票できない見込みの人は、期日前投票ができます。

ただし、投票日当日に投票所に行けない旨の「宣誓書の提出」が必要です。宣誓書は各期日前投票所に備え付けてあります。

なお、入場券が届いている場合は入場券をお持ちください。

受付期間・場所・時間

期日前投票のできる期間は、栃木県知事選挙と宇都宮市長選挙で異なります。

また、今回の選挙では、合併前の宇都宮市の区域（衆議院小選挙区の第1区）にお住まいの有権者と、合併前の上河内町・河内町の区域（衆議院小選挙区の第2区）にお住まいの有権者とは、期日前投票のできる場所が異なりますので、十分注意してください。期日前投票の受付期間・場所・時間は下記のとおりです。

期日前投票のできる場所

合併前の上河内町・河内町の区域（衆議院小選挙区の第2区）にお住まいの有権者
 上河内地域自治センター
 河内地域自治センター
 土曜日、日曜日、祝日に期日前投票ができる場所は、河内地域自治センターのみとなりますので、ご注意ください。

期日前投票のできる場所

合併前の宇都宮市の区域（衆議院小選挙区の第1区）にお住まいの有権者
 市役所1階市民ホール
 地区市民センター（11カ所）
 宝木・陽南・駅東出張所
 土曜日、日曜日、祝日に期日前投票ができる場所は、市役所1階市民ホールのみとなりますので、ご注意ください。

期日前投票のできる期間と時間

期間	栃木県知事選挙	10月31日(金)～11月15日(土)
	宇都宮市長選挙	11月10日(月)～11月15日(土)
時間	午前8時30分～午後8時	

視覚の障がいの程度が1級の記載のある人は、あらかじめ届け出た代理記載の方法で投票することができません（戦傷病者手帳の受給者も該当になる場合もありますので、お問い合わせください）。

①②の投票をするには、市選挙管理委員会が発行した郵便等投票証明書を添えて11月12日（選挙期日の4日前）までに、投票用紙を請求してください。なお、今回はじめて郵便投票をする場合は、あらかじめ市選挙管理委員会に郵便等投票証明書の交付申請が必要となります。証明書の交付手続きや郵便等投票についての問い合わせは、早めにお願います。

代理投票・点字投票
 身体が不自由で字が書けない人などは、代理投票ができます。これは、投票所の係員が、本人に代わって本人の指示通りに投票用紙に記入し、投票するものです。もちろん、内容がほかに漏れることは絶対にありません。

また、目の不自由な人は、点字で投票ができます。
 代理投票・点字投票とも、投票所で係員にお伝えください。

下記の地域に該当する人はご注意ください

下砥上町（一部）にお住まいの皆さんへ
下砥上町の下記の地番にお住まいの皆さんは、投票所が姿川中央小学校から姿川第二小学校に変更になりますので、ご注意ください。

町名	地番
下砥上町	839、846、867～870、985～987、 997～1053、1129～1133、1135～1189、 1193～1196、1201、1204～1237、 1241～1280、1297～1362、1398～1469

桜小学校が投票所となっている皆さんへ
桜小学校体育館の建て替え工事により投票所が南校舎1階に変更になります。

第5投票所 桜小学校「かがやきルーム」

第26投票所 桜小学校「多目的教室」

清原中央小学校、清原中学校が投票所となっている皆さんへ

投票日当日、宇都宮マラソン大会が開催されるため、清原中央小学校、清原中学校付近で一時交通規制（午前9時55分～午後1時）が行われ、投票所に行く際に、迂回等を要する場合があります。

詳しくは、同実行委員会事務局にお問い合わせください。

問い合わせ先 宇都宮マラソン大会実行委員会（宇都宮市体育館内） ☎663-1611

大会当日は☎667-1228までお問い合わせください。

お知らせ

選挙公報をご覧ください

候補者の政策や経歴などが掲載された選挙公報は、次の新聞に折り込んで、皆さんのお宅にお配りします。

なお、「広報うつのみや」が郵送されている世帯には郵送します。

折り込み日 栃木県知事選挙 11月5日（水）

宇都宮市長選挙 11月13日（木）

折り込み新聞 朝日・産経・下野・東京・日本経済・毎日・読売新聞。

また、これらの公報は、市役所、地域自治センター、地区市民センター、出張所、生涯学習センターの窓口にも置いてあります。

開票は市体育館で

開票は市体育館で11月16日（日）午後9時20分から行います。宇都宮市の選挙人名簿に登録されている人であれば自由に参観できます。参観人の席は、市体育館（元今泉5丁目）の2階です。正面玄関東側の外階段を上がり、2階の受付で住所、氏名を書いて参観してください。

体が不自由な人を介添えします。

投票の際、介添えが必要な人のお手伝いをしますので、係員にお伝えください。

投票所入場券は4名連記式



投票所入場券は各世帯あてに、郵送します。投票所入場券は4名連記式になっていますので、投票所へは自分の名前の書かれた投票所入場券を切り取り、各自お持ちください。

なお、入場券が郵便の事情などにより届いていない場合や、紛失した場合でも、投票ができますので、投票所で係員にその旨をお知らせください。

開く

切り取る

切り取る